

経済産業省「キャッシュレス・消費者還元事業」(ポイント還元制度)の概要について

●経済産業省は、本年10月の消費税率10%への引上げによる負担感を和らげる景気下支え策として、東京オリンピック・パラリンピック開催前(2020年6月末)までの9カ月間、消費者がクレジットカード・電子マネー・QRコードなどのキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合に、個別店舗では税込額の5%、フランチャイズチェーン加盟店等では税込額の2%分のポイントを、カード会社等を通じて消費者に付与する「キャッシュレス・消費者還元事業」を創設する。

●補助期間中、決済事業者が設定する手数料率を「3.25%以下」とすることを条件に、国が決済事業者に3分の1の手数料を補助するため、中小店舗の実質負担は3.25%の場合は「2.16%」で済むことになる。また、中小店舗が設置する決済端末の費用も、3分の1を決済事業者が負担する前提で残りの3分の2を国が補助するため、実質負担は「ゼロ円」で済む。

●なお、大企業の直営店や大企業に該当するフランチャイズチェーン加盟店は対象外である。また対象業種についても、従来、公的な資金の用途として社会通念上不適切と整理されている者、換金性の高い取引、別途の需要平準化対策が講じられる取引、一部の消費税非課税取引がその取引の太宗を占めると考えられる者は対象外とする方向で検討している。

●今後のスケジュールについて、3月から決済事業者の登録を開始し、4月から中小企業・小規模事業者の加盟店の申込みを開始する予定である。